

○関西大学たかつきアイスアリーナ管理規程

平成18年6月22日

制定

(趣旨)

第1条 この規程は、関西大学たかつきアイスアリーナ（以下「アイスアリーナ」という。）の管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 アイスアリーナは、学生、教職員等のスポーツの適正な発達を図る場として、関西大学の教育目標達成に資することを目的とする。

(アイスアリーナ委員会)

第3条 アイスアリーナの管理運営について必要な事項を審議するため、アイスアリーナ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長のうち1名
- (2) 学生センター所長
- (3) 学長が推薦する保健体育担当教員 1名
- (4) 法人本部長
- (5) 大学本部長
- (6) 初等中等教育事務局長
- (7) 学生サービス事務局長
- (8) 高槻事務局長
- (9) 学生サービス事務局次長
- (10) 高槻事務局次長
- (11) スポーツ振興グループ長
- (12) 高槻キャンパス事務グループ長

3 委員会の委員長は前項第1号に規定する者をもって充てることとし、副委員長は法人本部長をもって充てる。

4 第2項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(委員会の運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は委員総数の2分の1以上の出席で成立し、出席委員の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは委員長が決する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員会の審議事項)

第5条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) アイスアリーナの管理運営に関する重要な事項
- (2) 規程及び細則の改廃に関する事項
- (3) アイスアリーナ年間使用スケジュールの調整に関する事項
- (4) その他アイスアリーナの管理運営上、委員長が必要と認める事項

(管理責任者)

第6条 アイスアリーナの管理責任者は、高槻事務局長がこれに当たる。

(所管)

第7条 アイスアリーナの管理運営は、高槻キャンパス事務グループが所管する。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、アイスアリーナの使用に関する細則は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年6月22日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成21年11月26日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成24年11月22日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成28年12月19日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この規程（改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2019年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、2024年4月1日から施行する。